

Ⅳ 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ゆとり・潤い・活力に満ち、バランスのとれた土地利用

1) 主要用途の配置の方針

①住宅地

住宅地は、人々の日常生活の基本となるところであり、快適な都市生活を享受できるよう都市全体での土地利用計画や都市基盤等の計画的な整備により総合的な住環境の形成が必要です。

そのため、既成市街地においては、住環境を改善しつつ、地域特性に応じた住宅供給に努め定住人口の確保を図ります。

また、過密化によって防災性や快適性等居住水準の低さが問題となっている地区については、居住環境の改善による利便性や快適性の向上に努めます。

②商業地

商業地は物品サービスのある場であるとともに、多くの人々が交流する「にぎわいの場」であり、いわゆる都市らしさを形づくる重要な機能を有しています。

そのため、商業機能が集積した国道 330 号沿線の沖縄市の胡屋十字路及びコザ十字路一帯、うるま市安慶名十字路一帯、嘉手納ロータリー一帯、うるま市石川の国道 329 号と銀座通りの交差点一帯等については、車社会の進展、大型店舗の郊外進出等により空洞化が進行している状況もみられますが、人々が集い賑わう都市の多様な機能が集積した拠点であることから、今後とも中心的役割を担う商業地として位置づけ、機能維持並びに強化を図ります。

また、北谷町美浜一帯については、西海岸の魅力ある商業・観光拠点としての機能強化を図ります。

さらに、駐留軍用地跡地等における新たな商業地の形成においては、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置します。

③工業地

工業地は、都市における生産活動の場であり、就業機会の拡大など地域経済への発展に重要な役割を有しています。

そのため、既成市街地からの移転再配置、新規企業立地のための工業用地として位置付けた中城湾港新港地区は、特別自由貿易地域等を有機的に活用し、加工交易型産業等の企業立地を促進し計画的に工業地を配置します。

また、うるま市平安座の石油関連施設やうるま市石川の埋立地についても、継続して臨

海部という特性を活かした工業地を配置します。

④流通業務地

流通業務地は、生産と消費を結ぶ機能を有しており、地域産業及び経済の流通活動において重要な役割を担っています。

中城湾港新港地区は、その一部が特別自由貿易地域として地域指定されたことから加工交易型産業の展開が期待されており、本区域の産業拠点として流通業務地を配置します。

2) 土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

嘉手納町新町・ロータリー地区については、市街地再開発事業により土地の高度利用が図られており、今後とも中心市街地にふさわしい土地の有効利用を図っていきます。

また、市街地再開発事業が計画されている沖縄市山里については、今後、土地の高度利用並びに有効利用を図り活気あふれる中心市街地の拠点を形成します。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

低層の住宅地及び工業地においては、土地利用の純化を推進するものとし、地区計画、特別用途地区等の活用により各地区にふさわしい土地利用を図ります。

また中心市街地活性化を図る地区においては、都市の利便性を享受できるまちなか居住を推進し、住宅機能と商業機能が複合した活気ある都市空間の再生を図ります。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域内の既成市街地には、建築物の密集に加えて、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等のオープンスペースの不足等が相まって「安全性」・「快適性」の面において、居住環境が悪化している地区が存在します。

さらに、公共施設が未整備、敷地が小規模、老朽家屋が密集といった特徴を有し、戦後の米軍基地建設に誘発された密集市街地においては、住民主体の防災まちづくりを推進する住民、NPO、専門家等が一体となった体制づくりを促進するとともに、道路、公園の重点整備と沿道不燃化の促進による防災環境軸の形成や、遊休地等を積極的に活用した防災性の向上、敷地の細分化防止策等を講じ、総合的な居住環境の改善に努めます。

本区域における該当地区は、以下のとおりです。

- ・ 沖縄市：コザ十字路周辺の照屋、安慶田、胡屋、園田 等
- ・ 嘉手納町：嘉手納
- ・ 北谷町：吉原
- ・ うるま市：平敷屋

また、土地区画整理事業等の面的かつ計画的に整備された市街地については、ゆとりと潤いのある居住環境を保全するため地区計画や各種協定の導入を検討し、安全で快適な市街地の形成を図ります。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地は、都市生活に潤いを与える重要な要素です。

そのため、河川沿いの緑地や斜面緑地については積極的に保全を図り、風致地区等の地域制緑地の指定を進めます。

なお、墓地の整備にあたっては、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り集約化を図り、秩序ある土地利用を促進します。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域には、読谷村をはじめうるま市、沖縄市北部において優良農地が多く存在しており、市街化の進展と調整しつつ維持・保全に努めます。

⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地周辺部の斜面地で宅地造成後もなお危険が予想される急傾斜地については、森林のもつ土砂流出防止機能及び水源かん養機能等の観点から、極力林地としての保全を図ります。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本県を代表する景勝地であるとともに観光地でもある恩納村の海岸から読谷村の残波岬一帯、与勝半島や比謝川一帯及び中部都市圏において自然環境が最も豊かな本区域の中央部については、今後も自然環境の保全に努めます。

⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

無秩序な市街地の外延化が進行する本区域においては、新市街地開発の抑制方針を明確にするとともに、市町村の国土利用計画や農業振興計画等と整合させ、無秩序な開発の防止、良好な緑地の保全・管理や農業の健全な発展との調和等を図りながら、個性豊かな圏域を創造し、ゆとりある居住形態を実現していきます。

まず、用途白地地域において市街化の進展が著しい地域については、市街地像を明確にした上で早急に適正な用途を定め、望ましい市街地像の実現を促進します。

また、用途地域外への無秩序な外延化を抑制するため、用途白地地域においては、土地利用の動向等を踏まえて建築物の建ぺい率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討します。

併せて、地区計画の活用による自然環境と調和、共生する集落環境整備や、特定用途制限地域や風致地区の指定、開発許可対象面積の引き下げ、景観法の活用など適切な対応に努めます。

3) 駐留軍用地跡地等の土地利用に関する方針

本区域においては、キャンプ瑞慶覧などの今後返還が予定されている駐留軍用地については、人口や産業が集積する中南部都市圏の枢要な位置に存していることから、その跡地利用は本区域に限らず、本県全体の振興に影響するものと考えられます。

そのため、跡地利用に際しては中南部都市圏における位置付けや周辺市街地との関係、既存市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の整備などを総合的かつ計画的に推進します。

さらに、駐留軍用地跡地の再開発を契機として良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生などの観点から都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連担した一体的都市圏形成の推進を図ります。

●都市的土地利用を中心とした跡地利用を図る地区

読谷村大木地区、読谷村大湾東地区、キャンプ桑江（桑江伊平地区）、キャンプ桑江（南側地区）、キャンプ瑞慶覧（ライカム地区）

●田園的土地利用を中心とした跡地利用を図る地区

読谷補助飛行場、楚辺通信所、瀬名波通信所施設、旧東恩納弾薬庫（楚南地区）

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）交通施設に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

快適な交通網を形成し、人と環境にやさしい交通施設

本区域は、駐留軍用地の跡地利用によって南部都市圏との一体性が高まると予想されることから、交通体系の充実に際しても、中南部都市圏全体を視野に入れ、高次都市機能が集積する拠点都市、新たな活力を生み出す産業拠点や主要な観光拠点間での物及び人の流れを効率的に支援し、都市構造を支える機動性の高い骨格道路網の整備を推進します。

また、慢性的な交通混雑の緩和、環境負荷の軽減に向けたマルチモーダルな推進、ノーマライゼーション（健常者と障害者とが分け隔てなく生活できる社会）への対応などから、新たな公共交通システムの整備、交通ターミナルや交通結節点の強化、多様な情報サービス等について総合的に推進していきます。

本区域においては、都心部への人口の集中や産業の集積に伴う交通需要の増大に対応し、社会的・経済的諸活動を円滑、安全、快適かつ効率よく維持・推進していく、「環境・振興・安心の3つが調和・持続する都市圏交通の構築」を目指し、以下の基本理念に基づいて施策の展開を図ります。

①環境

- a.公共交通利用促進による環境改善
- b.道路交通円滑化による環境改善

②振興

- a.公共交通、道路交通のモビリティを高めることによる振興
- b.都市圏の拠点性の育成や強化を支える交通システムの展開による振興
- c.観光交通の魅力を高めることによる振興

③安心

- a.公共交通の利便性を高めることで通院、買物、通学などの安全、安心の実現
- b.道路整備の推進による交通事故の削減

さらに、道路交通施設の整備にあたっては、透水性・低騒音舗装等による環境負荷の低減や、ユニバーサルデザインにより、歩行者が安全かつ安心して歩くことができる優しい都市空間の形成に努めます。

また、電線類地中化や沿道緑化による景観向上やポケットパークなど溜まりの空間とともに、少子高齢化社会に向けて子供からお年寄りまで安心して歩ける歩行者空間を確保するなど、道路空間の質的向上を図ります。

2) 整備水準の目標

おおむね 20 年後の主要幹線、幹線及び補助幹線道路の整備目標を $3.5\text{km}/\text{km}^2$ （平成 17 年度末現在 $2.5\text{km}/\text{km}^2$ ）とし、基本方針に基づく着実な整備を推進するとともに、すべての路線において混雑度 1.0 未満を目標にして、ハード・ソフト施策の連携による渋滞交差点の解消に努めます。

また、都市交通に関しては、中南部都市圏での公共交通利用率を 10%（平成 18 年現在、約 4.4%）まで増加させ、自動車利用率を 1 割削減（平成 18 年現在、約 69%）することを目標とします。

3) 主要な施設の配置の方針

①道路

道路計画においては、地域住民の生活環境及び自然環境の悪化を招いたり、歴史・文化資源を損なわないよう適正配置するとともに、都市構造や土地利用との整合、道路機能の明確化等を図りながら、今後、さらに増大していくと予想される自動車交通を円滑に処理できる道路網の形成に努めます。

また、世界遺産を中心とした琉球特有の歴史や文化、自然環境等の地域資源を活かし、地域活性化や観光振興に寄与するシーニックバイウェイ（琉球歴史ロマン街道）の取り組みを推進します。

a.自動車専用道路

沖縄自動車道は、沖縄本島を南北に走る骨格的な道路であることから、幹線道路と連携するスマート IC を整備し、アクセス性の向上に努め、利用促進を図ります。

b.主要幹線道路

都市内を南北方向に走る沖縄西海岸道路、国道 58 号、国道 330 号及び国道 329 号は、主要幹線道路として位置付け、円滑な交通処理や将来交通量に対応した道路整備を進めていきます。

さらに、沖縄市都心部周囲の環状道路として都心部の通過交通を排除するため、沖縄環状線の整備を推進します。

c.幹線道路

幹線道路として、沖縄環状線と連携した県道 24 号線バイパス、県道 20 号線及び沖縄嘉手納線の整備を推進し、東西幹線の道路網の充実を図ります。

d.補助幹線道路・生活道路

道路網を整序しつつ利便性を高めるため、補助幹線道路を配置するとともに、区域内で発生又は集中する交通を円滑に集散し、さらに通過交通を誘発しないよう生活道路を配置します。

②公共交通機関

蓄積された社会資本を最大限活用した新たな公共交通体系として、主要幹線を定時で運行する「基幹バスシステム」や都心放射状バス路線の整備を促進するとともに、他の交通機関とのスムーズな乗り継ぎを可能とするような交通結節点としてのバスターミナル整備についても検討します。併せて、軌道系を含む新たな公共交通システムの導入については、基地跡地利用を含めた市街地展開や需要動向等も勘案しつつ総合的に検討していきます。

③港湾

中城湾港新港地区及び泡瀬地区は、産業拠点機能、国際交流リゾート機能をもつ港湾として位置付け、整備の促進を図ります。また、新港地区では、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）を推進し、循環型社会の構築を図ります。

④交通管理

道路交通混雑の緩和や公共交通の利便性向上、観光交通に対する移動しやすい環境等の整備を図るため、機動性や定時性等の確保を支援する高度道路交通システム（ITS）の充実や時差出勤やカー・シェアリングの導入促進等の、モビリティ・マネジメント施策による自動車需要総量の適正化など、交通需要マネジメント（TDM）について検討を進めます。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
道 路	沖縄西海岸道路（読谷道路・嘉手納バイパス・嘉手納地区・北谷道路） 県道24号線バイパス、県道20号線、沖縄環状線、具志川環状線、沖縄嘉手納線 中央残波線、具志川沖縄線、県道36号線バイパス、伊計平良川線、与那城具志川線、沖縄石川線
ターミナル	交通結節点（モノレール・基幹バスシステム関連）
港 湾	中城湾港新港地区、中城湾港泡瀬地区

(2) 下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

①下水道

本区域内においては、下水道の普及により河川及び海域等の水質は改善されつつありますが、依然として環境基準に達していない水域があるため、今後とも下水道整備を推進します。

②河川

流域における市街化の進展等に伴う流出量の増大、保水能力の低下など河川に係る諸条件が悪化し、水害が多発しているため、都市河川の整備を推進します。特に、浸水被害が多発している比謝川においては、総合的な治水対策を推進します。

また、河川は、生物の多様な生息・生育空間であり、都市における貴重な潤いあるオープンスペースであることから、河川整備にあたっては自然環境の保全・再生を図るとともに、住民の憩いの場となるよう地域住民の意見を反映した多自然川づくりに努めます。

2) 整備水準の目標

①下水道

おおむね 20 年後の公共下水道の整備目標は、次のとおりです。

年次	平成17年 (現況)	平成37年 (目標)
処理対象人口 (千人)	233	344
普及率 (%)	71	99

※処理対象人口とは利用可能人口を示す。

②河川

本区域内の二級河川（5河川、整備に必要な延長約26km）について、積極的な整備を推進します。

年次	平成17年 (現況)	平成37年 (目標)
河川整備率 (%)	33	53

3) 主要な施設の配置の方針

①下水道

中部第二流域下水道は沖縄市、北谷町、嘉手納町及び読谷村において、中城湾流域下水道は沖縄市、うるま市において、それぞれ整備が進められており、今後、市街化の状況に対応した整備を推進します。

また、読谷村の楚辺地区及びうるま市の石川地区は単独公共下水道として供用開始をしており、今後も良好な生活環境創出のため、整備を推進します。

②河川

流域開発が著しく、浸水被害が増大傾向にある比謝川等の河川流域は、総合的な雨水対策を推進し、重点整備を行うとともに、多自然川づくりを積極的に推進し、地域に親しまれる河川環境の保全に努めます。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種別	名称
下水道	具志川浄化センターの増設
河川	比謝川、天願川、白比川、石川川

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、その向上を図るため、本区域の人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ってそれぞれの施設整備を進めるものとします。

特に、廃棄物処理施設については、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進及びダイオキシン類削減対策を推進するとともに処理の広域化に努め、また、立地に際しては、住民の合意形成や周辺環境との調和に配慮することとします。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

テーマが明確で個性的な市街地

本区域内には、戦後の米軍基地建設に伴う土地接収に伴い都市基盤が未整備のまま無秩序に市街地が形成され、都市機能が低下している地区が多く存在することから、広域的な視点にたった都市機能の再編・再整備を行うため、以下の方針によって中心市街地の再開発や土地区画整理事業、住宅地区改良事業等市街地開発事業を促進します。

- ① 今後は新市街地開発の抑制を基本とし、ハード面とソフト面の連携による中心市街地の活性化、密集市街地の改善、電線類地中化等良好な景観形成をはじめとした既成市街地における再整備を優先的に進めます。その際、社会資本の蓄積の有効活用を図り、コンパクトな都市の実現を目指すとともに、既成市街地内の低・未利用地は必要に応じて防災拠点や公園・緑地としての活用を図るなど居住環境の向上に努めます。
- ② 駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向に配慮しながら土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用についても検討することとします。

2) 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

市町村名	事業名	地区名	面積 (ha)	施行者	備考
沖縄市	土地区画整理事業	美里	81.4	沖縄市	施行中
		美里第二	73.0	〃	〃
		第一 (安慶田)	8.8	〃	〃
		第二 (中の町)	3.4	〃	計画
	未定	ライカム地区 (ロワーブ・ラサ地区)	16.0	未定	返還予定 駐留軍用地
市街地再開発事業	山里第一	1.3	〃	計画	
うるま市	土地区画整理事業	安慶名	16.2	うるま市	施行中
北谷町	土地区画整理事業	桑江伊平	45.8	北谷町	〃
	未定	キャンプ 桑江南側	60.6	未定	返還予定 駐留軍用地
		キャンプ瑞慶覧	未定	〃	〃
読谷村	土地区画整理事業	大湾東	26.5	組合	施行中
	未定	大木	17.8	〃	計画

4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

地域の歴史文化を活かし、豊かな自然と潤いのある都市環境

本区域は、東に天願川、西に比謝川が流れ、北に緑地が集中するとともにその中央を広大な嘉手納弾薬庫の森林が占めて森林の東西には農村地帯が広がり、さらに半島や島しょを有する多様な区域です。

しかしながら、広大な軍用地に分断されて、残された土地に都市開発が進んだことから、緑地は軍用地や傾斜地などの範囲に限定されており、北部圏から南部都市圏へとつながる緑地回廊の形成と緑の拠点の適正な配置と確保が必要です。

そのため、森や川そして海辺とまちをつなぐ緑地の形成、グスクから望む緑の景色と入江の再生、金武湾の豊かな海を育む水辺の充実を図り、緑豊かな潤いのある生活空間の創出を図ります。緑地の創造にあたっては、在来の植物を多用するよう配慮し、そこに生息する鳥類や昆虫類の生息環境の確保にも貢献するよう努めます。

また、キャンプ桑江における伊礼原遺跡の公園化や読谷補助飛行場返還跡地の赤犬子展望公園等駐留軍用地跡地の緑の拠点整備、勝連城跡・知花城跡等の公園化、さらに天願川・比謝川水系や中城湾から勝連に至る斜面など都市の骨格となる緑地的環境を保全・形成するため、地域制緑地による緑の担保と緑地回廊の形成、海岸・水辺の緑づくりを重点的に推進します。

さらに、墓地の集約化を図り、良好な自然地等への墓地の拡散を防ぐため、広域的な観点から墓園の整備について検討します。

2) 緑地の確保水準

① 緑地の確保の目標水準

市街地一帯における 緑地確保目標量	市街地一帯に対する割合
2,064 ha	30%

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成17年 (現況)	平成37年 (目標)
都市公園等の整備面積	248 ha	671 ha
都市計画区域人口1人当 たりの整備面積	7.81 m ² /人	20.0 m ² /人

平成17年(現況) : 「沖縄の都市公園」

平成37年(目標) : 「沖縄県広域緑地計画」より算出

3) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

嘉手納弾薬庫内の森林地域、天願川・比謝川・長田川沿いの自然緑地を保全し、金武湾や中城湾においては、海辺の自然環境に配慮した水辺の拠点を設置します。

また、座喜味城跡公園の整備を推進するとともに、勝連城跡や伊波城跡、宇江城城跡一帯、知花城跡の公園化を目指します。

②レクリエーション系統

スポーツ・レクリエーション活動ができる公園の整備に努めます。

また、利用域を3つに分け、圏域に不足するテーマ性のある公園整備を目指します。

- ・西海岸：駐留軍用地跡地の利用
- ・中城湾：泡瀬地区（水辺の探訪）
- ・東海岸金武湾：知花城跡、伊波城跡（歴史風土の探訪）

③防災系統

地震災害時等の広域防災拠点として、都市公園の整備を進めます。

知花城跡一帯の緑地は、市街地の公共空地系統と結ぶ広域的な避難拠点として公園化を目指すとともに、海岸部からの避難に対応できる広域防災公園の整備を進めます。

④景観形成系統

天願川、比謝川、石川川、白比川や中城湾など市街地外周部の水辺空間については、まちの輪郭を整える景観緑地帯の形成に努めるとともに、残波岬、座喜味城跡や勝連城跡など来訪者が多い景勝地については、眺望地点として確保し、公園整備に努めます。

4) 主要な緑地の確保目標

■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種 別	配置方針	平成17年 (現況)	平成27年 (目標)
住区基幹公園	住民一人当たり 1 m ² 以上の地区公園の配置に努めます。	2.74 m ² /人	3.57m ² /人
都市基幹公園	都市基幹公園が未整備の市町村において重点的な充実を図るものとします。	3.24 m ² /人	4.69m ² /人
広域公園	沖縄県総合運動公園 (47.7ha) は標準面積 (50ha) をほぼ確保しており、その維持を推進します。	1.50 m ² /人	1.43m ² /人
その他の公園緑地 (都市緑地、特殊公園等)	緑地回廊の形成に資するテーマ性のある公園等の配置を検討します。	0.33 m ² /人	6.13m ² /人
合 計		7.81 m ² /人	15.82m ² /人

平成 17 年 (現況) : 「沖縄の都市公園」

平成 27 年 (目標) : 「沖縄県広域緑地計画」より算出

■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種 別	配置方針	平成17年 (現況)	平成27年 (目標)
風致地区	中城湾岸、天願川・倉敷ダム周辺、比謝川河口一帯における指定を検討します。	2.1 ha	295.4ha
緑地保全地域・ 特別緑地保全地区	市街地内において保全が必要な緑地について指定を検討します。	0 ha	28.0ha
その他の地域制 緑地	鳥獣保護区や国定公園、保安林については、指定の継続と維持管理の充実に努めます。	195 ha	219.6ha
	地域において重要な市街地内緑地については、市町村条例制定による確保を検討します。	0 ha	56.0ha
合 計		197.1 ha	599.0ha

※端数処理の関係上、内訳の和は必ずしも一致しない。

平成 17 年 (現況) : 「沖縄の都市公園」

平成 27 年 (目標) : 「沖縄県広域緑地計画」より算出

5) 重点的に整備又は保全すべき主要な緑地等

①おおむね 10 年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

勝連城跡公園、伊波城跡歴史公園、沖縄県総合運動公園等については、おおむね 10 年以内の整備を図ります。

②おおむね 10 年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地域等

市街地内緑地及び天願川、比謝川水系や中城湾～勝連一帯の斜面、倉敷ダム周辺などの圏域の骨格を形成する緑地及び市街地内緑地の保全を図るため、段階的に風致地区等の地域制緑地を導入します。

(2) 都市景観形成に関する方針

1) 基本方針

本区域内は、沖縄市を中心として活力とにぎわいのある都市景観とともに、歴史・文化的に価値の高い史跡空間、海岸や斜面緑地などの貴重な自然景観、クサティ森や御嶽林等を有する集落景観等、多様な景観を有しています。よって、これらの景観要素の調和に配慮しつつ景観法の活用等により良好な景観形成に努めます。

特に、沖縄市の胡屋十字路一帯、うるま市の海中道路を含む与勝半島海域、読谷村の残波岬一帯等においては、個性的なまちなみ景観の創出や良好な自然景観の保全を重点的に図るとともに、世界遺産の勝連城跡、座喜味城跡の遺産群等については、文化交流型観光への取組の一環として、歴史的景観の保全、これと調和した周辺整備及び観光ルート化等を促進し図ります。

また、市街地内外における緑地の保全・整備により、緩衝緑地として潤いのある都市空間の創出に努め、さらに、無電柱化やそれぞれの地域にふさわしいタウンカラー等の検討を進め、地区計画、景観地区等の活用により個性豊かで良好な地域景観の創出を図ります。

併せて、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かな都市空間の創出等、個性的な都市景観の形成を促進します。

(3) 福祉のまちづくりに関する方針

1) 基本方針

本県には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者や障害者にやさしい、温かい風土があります。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めます。

道路においては、高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進します。また、公園においても、高齢者や障害者が利用しやすいようバリアフリー化を推進します。

さらに、官公庁舎、医療施設、商業施設等、生活のために不特定多数の住民が利用する施設においても、福祉のまちづくり条例に基づきのバリアフリー化の一層の促進を図ります。

また、公共交通の充実を図り、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を推進します。

5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

住民の生活と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、災害の未然防止とともに、災害時の適切な対策、迅速な災害復旧などが欠かせません。

そのため、災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえつつ、河川や海岸、急傾斜地等における防災対策を積極的に推進し、また、既成市街地における面的基盤整備や沿道不燃化を促進するとともに、道路、公園の整備等、避難経路の多重性や避難場所の確保、さらには、災害時の主要ネットワークの迂回路としてのリダンダンシーの確保に努めます。

また、台風の常襲地域に位置する本県においては、河川改修による治水機能の向上及び防災機能の向上に努めるとともに、地域社会の防災対応力の向上を図るため、住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等を促進して、住民相互及び住民と行政間の連携が充実した防災体制の強化や情報提供インフラ整備に努めます。

2) 都市防災に関する施策の概要

①火災対策

火災を防止するため、または火災が発生した場合の被害拡大を防ぐため、河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化します。

また、避難経路、避難場所、公共施設等の防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においては、防火地域、準防火地域を指定し、計画的に建築物の不燃化を図るとともに、道路、公園の整備や沿道不燃化を推進して防災環境軸の形成に努めます。

②震災対策

本区域においては、米軍基地建設に伴う土地収収により、健全な市街地形成が妨げられてきたことから、道路が狭いなど都市基盤未整備の区域が多く、緊急車両が進入できないなどの問題も見られます。

このため、都市内の主要な道路や公園等において、災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる防災ネットワークの整備を図るとともに、公共施設、公園等の施設整備に際しては、防災拠点としてのオープンスペース確保、建築物耐震化等の地域防災機能強化に努め

ます。

③浸水対策

本区域においては、台風による風水害対策とともに、流域における市街化の進展等に伴う流出量の増大などにより、低地帯を中心に氾濫常襲区域があることから、今後も浸水対策が必要です。

したがって、水害を防止し、または風水害が発生した場合の被害拡大を防ぐため、河川、海岸、下水道、道路、その他の施設の整備及び維持管理を強化します。

さらに、緑地の保全や透水性舗装及び浸透柵等の浸透施設の整備を通して水循環システムを改善し、水害に強いまちづくりを進めます。

④土砂災害対策

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策を推進します。

また、土砂災害のおそれのある区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、一定の要件に合致する既存住宅の移転促進等を推進します。

⑤石油備蓄基地防災対策

災害時の安全性確保のため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び周辺市街地の耐震不燃化を促進します。